

## 菊池事件と憲法的再審事由

事件の背景には、国が進めたハンセン病患者強制隔離・絶滅政策、特に住民に患者を通報させて療養所に追い込む「無らい県運動」によってつくられた、根強い偏見・差別がありました。

この病気は自然に治ることも多く、隔離の必要はありませんでした。しかし国は、戦後の日本国憲法の下でも「恐ろしい伝染病」として隔離政策を進めたのです。私たち住民も患者を追い詰める協力者となりました。

---

### ダイナマイト事件と殺人事件

「無らい県運動」の真っ最中の1951年、熊本県北部の山村の元役場職員宅にダイナマイトが投げ込まれ、Aさんが軽い怪我をしました。警察は、以前Aさんに通報されたことで療養所に入るよう迫られていたFさんを犯人と決めつけて逮捕。Fさんは無罪を訴えましたが、懲役10年の有罪判決が出されました。

絶望したFさんは自殺する覚悟を決め、その前にひと目家族に会いたいと逃走しました。3週間後、Aさんの刺殺死体が発見され、警察は「Fが犯人に違いない」と大々的な捜索を行い、現場近くでFさんを発見、逃げ場のないFさんに発砲し、右前腕を貫通する重傷を負わせました。そして、必要な治療もせず逮捕し、取り調べました。

---

### 憲法違反の「特別法廷」

Fさんの裁判は、憲法に違反した非公開の「特別法廷」で行われました。弁護人は検察側の証拠すべてに同意するなど、弁護活動はないも同然でした。Fさん以外は防護服を着用し、ゴム手袋と箸で証拠物を取り扱う差別に満ちた裁判で、Fさんが犯人だという直接の証拠もないのに、死刑判決を出しました。高裁も最高裁もFさんの訴えにしっかり向き合うことはなく、死刑判決が確定してしまいました。

---

### 一貫して無実を訴え再審請求のさなかの死刑執行

Fさんは、無実を信じるハンセン病療養所の仲間たちの支援を受け、3度の再審請求をしましたが、いずれも棄却。そして3回目が棄却された翌日、教誨師にも知らせないまま福岡刑務所に移送され、その日のうちに死刑が執行されました。

---

### 憲法的再審事由に対する熊本地裁の不当な決定

刑事訴訟法には、裁判手続が違憲だった場合に再審請求できるかどうか書かれていません。しかし、公開の法廷で審理がされず、まともな弁護を受けられない裁判での判決について再審が認められないのは、あまりにも不当です。そこで、裁判の手続が違憲であれば再審を認めるべきだと主張しているのが、この4回目の再審請求です。

ところが、熊本地裁は、裁判が違憲であれば再審が認められる可能性あること、裁判手続の一部が違憲だったことを認めながらも、この憲法違反によって有罪であることは変わらないという信じられない判断をして、再審を棄却しました。

弁護団はすぐに即時抗告し、舞台は福岡高裁に移りました。高裁はさっそく検察、弁護団との打合せを入れるなど、積極的に手続を進める姿勢を示しています。

**今度こそ再審開始決定を勝ち取るため、高裁への署名にぜひご協力ください。**

福岡高等裁判所 御中

## 菊池事件の不当な再審棄却決定を破棄し、速やかに再審開始を求める署名

「私たちは、一人の人間として、憲法違反の死刑判決を放置することはできません」

2026年1月28日、熊本地方裁判所は、事件当時の「特別法廷」が法の下での平等(憲法14条1項)に違反すると認め、人格権(13条)を侵害し、公開原則(37条1項、82条1項)にも違反する疑いがある、としました。しかしながら、「公開法廷でやり直しても結論は変わらない」として再審の門を閉ざすという、極めて不当で自己矛盾した判断を下しました。

憲法違反という重大な過ちがあった審理手続の上に、死刑判決が維持され続けることは司法の正義に反します。司法が自らの責任を果たし、故Fさんの名誉と尊厳を回復するためには、再審を開始する以外に道はありません。私たちは、一人の人間として、菊池事件の被告人の尊厳を取り戻すために、一刻も早い再審開始を求めます。

裁判所が、私たちの切実な願いを真摯に受け止め、司法の責任において、速やかに再審開始を決定されますよう心より要望いたします。

名 前	住 所

【署名送付先】〒860-0078 熊本市中央区京町2丁目12-43 熊本中央法律事務所  
菊池事件国民的再審請求人団 事務局長 伊藤京子  
TEL 096-322-2515(平日9時30分~17時)

【取り扱い団体】